

事務連絡
平成23年4月 5日

各都道府県介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課
高齢者支援課
振興課
老人保健課

東日本大震災に関する
介護報酬等の請求等の取扱いについて

東日本大震災による介護報酬等の請求等の事務については、下記のとおり取扱うこととするので、貴管内市町村、サービス事業者等への周知徹底を図るようよろしくお願いしたい。

記

1 平成23年3月サービス提供分に係る介護報酬等の請求について

平成23年3月サービス提供分に係る介護報酬等の請求については、今回の地震による被災によりサービス提供記録等を滅失又は棄損した場合、あるいは地震発生直後における介護サービス提供内容については十分に把握することが困難である場合の対応として、下記（1）又は（2）の場合において概算請求を行うことができるものとすること。

（1）被災前にサービス提供を行った場合の概算による請求

今回の地震によりサービス提供記録等を滅失又は棄損した介護サービス事業所等については、平成23年3月11日以前のサービス提供分については概算による請求を行うことができるものであること。

（2）被災後にサービス提供を行った場合の概算による請求

平成23年3月12日以降にサービス提供を行ったときは、同日以降のサービス提供分については原則として通常の手続きによる請求を行うこと。ただし、災害救助法適用地域（東京都の区域を除く。）に所在する介護サービス事業所等であって、平成23年3月12日以降にサービス提供を行ったものについては、当該事業所等の状況に鑑み通常の手続きによる請求を行うことが困難な場合には、同日から3月末日までのサービス提供分について、概算による請求を行うものであること。

2 概算請求を行う場合の取扱いについて

- (1) 概算による請求を選択する介護サービス事業所等については、やむを得ない事情がある場合を除き、平成23年4月13日までに概算による請求を選択する旨、各国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）に届け出ること。
また、提出期限に遅れたものについては、翌月以降に提出するものとすること。

(2) 概算請求で支払われる介護報酬等の算出方法

原則として平成22年11月サービス提供分から平成23年1月サービス提供分までの介護報酬支払実績により（当該介護サービス事業所等について特別な事情がある場合には、別途介護サービス事業所等と調整をする。）、下記①及び②により算出し、それを合計して支払を行うこととなるため、各介護サービス事業所等においては、別紙の様式により届け出るものとすること。

① 平成23年3月11日以前の介護サービス提供分

平成22年11月～平成23年1月

介護報酬等支払額

× 11

92

② 平成23年3月12日以降のサービス提供分

平成22年11月～平成23年1月

介護報酬等支払額

× 20 × (1 + 0.022)

92

(3) 上記1(1)に該当する介護サービス事業所等であって、上記1(2)に規定する地域以外の区域に所在するものについては、罹災証明書又は罹災届出証明書を併せて各國保連に提出すること。

(4) この方法の対象となる請求の範囲については、公費負担医療に係るものについても含まれること。

(5) この方法による請求を選択した介護サービス事業所等については、この方法による概算額をもって平成23年3月サービス提供分の介護報酬等支払額を確定するものであること。

3 その他の通常の方法による請求を行う場合の取扱いについて

(1) 請求書の提出期限について

平成23年3月サービス提供分（4月提出分）に係る請求明細書の提出期限については、災害救助法適用地域（東京都の区域を除く）に所在する介護サービス事業所等に限り、平成23年4月13日とすること。

また、提出期限に遅れたものについては、翌月以降に提出するものとすること。

(2) 利用料の減免又は猶予がされた者に係る請求手順について

- ① 「3月11日に東北地方を中心として発生した地震並びに津波により被災した要介護者等への対応について」(平成23年3月11日付け厚生労働省老健局総務課ほか事務連絡)、「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る利用料等の取扱いについて」(平成23年3月17日付け厚生労働省老健局介護保険計画課ほか事務連絡)、「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る利用料等の取扱いについて」(平成23年3月22日付け厚生労働省老健局介護保険計画課ほか事務連絡)及び「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る利用料等の取扱いについて」(平成23年3月23日付け厚生労働省老健局介護保険計画課ほか事務連絡)により利用料の減免又は猶予がされた者(以下「利用料減免等対象者」という。)に係る介護報酬等の請求については、請求明細書の「請求額集計欄」の保険分の給付率に100と記載、特定入所者介護サービス費(特定入所者介護予防サービス費)の「利用者負担額」に0と記載して請求すること。
- ② 利用料の減免又は猶予をしたときには、利用者負担分がゼロであるため、保険優先の公費負担医療(特定疾患治療研究事業【法別番号51】などの「公費併用請求明細書」となるもの。)の対象にならない。このため、利用料の減免又は猶予をした場合には、従来、公費併用請求明細書として請求する者のものであっても、請求明細書は介護保険単独として取り扱い、公費負担者番号及び公費受給者番号は記載を要しない。

(3) 被保険者証等を介護サービス事業所等に提示せずにサービスを利用した者に係る請求手順について

- ① 介護サービス事業所等においては、過去に利用したことのある介護サービス事業所等に問い合わせることにより、また、窓口で確認した事項等により、可能な限り被保険者番号等の確認を行うこと。
- ② 上記①において、被保険者番号等の請求明細書に記載する項目についての確認ができない被保険者の請求については、請求明細書に可能な限り記載を行い、また、請求明細書欄外上部に被保険者の住所及び赤色で不詳と記載し、紙にて作成すること。

なお、居宅介護支援事業所等における給付管理票の提出及びサービス計画費の請求についても同取扱いとする。

- ③ 上記②において作成した請求明細書のうち利用料減免等対象者に係る分については、請求明細書の欄外上部に赤色で災1と記載すること。
なお、その他の取扱は3(2)に準ずるものとする。
- ④ 上記②③において作成した請求明細書については、通常の請求明細書とは分けて請求書を作成し、国保連へ提出すること。
- ⑤ ④による請求を行った介護サービス事業所等については、請求額を確認の上、請求金額を確定すること。

(参考) 被保険者証の記号・番号は不明で、かつ、利用料の減免又は猶予をした場合には、不詳 災1と記載することとなる。

(4) 居宅介護支援事業所等より給付管理票が提出されない場合の請求手順について

- ① 介護サービス事業所等においては、居宅介護支援事業所等に対し、可能な限り、介護報酬の請求に対応する給付管理票の提出有無について確認を行うこと。

- ② 介護サービス事業所等においては、上記①において給付管理票の提出の有無が確認できない被保険者の請求については、請求明細書欄外上部に被保険者の住所及び赤色で「給付」と記載し、紙にて請求することとする。
- ③ 居宅介護支援事業所等においては、平成23年4月分の請求について、給付管理票の提出が行えない場合、可能な限り介護サービス事業所等へ提出できない旨の連絡を行うこと。

4 指定居宅介護支援業務等における給付管理業務の取扱いについて

介護サービス事業所等と連絡が付かない場合、あるいは介護サービス事業所等が上記による概算請求を行うことを確認した場合は、指定居宅介護支援事業所においてサービス利用票等の実績に係る部分の作成を要しないものとする。なお、この場合「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」（平成11年11月11日老企29厚生省老人保健福祉局企画課長通知）で定めるサービス利用票別表（第7表）区分支給限度管理・利用者負担計算についても作成を要しないものとする。

なお、指定介護予防支援業務においても同様の取扱いとする。

5 4月及び5月介護サービス提供分の介護報酬等の取扱いについて

4月及び5月介護サービス提供分の介護報酬等の取扱いについては、別途連絡すること。

6 震災により諸記録を滅失した場合の取扱いについて

(1) 以下に掲げる記録（民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成16年法律第149号）等に基づき書面に代えて電磁的記録により保存を行うことができることとされている文書については電磁的記録を含む。以下「記録」という。）については、関係法令に基づき、介護保険施設・事業所等における整備・保存が義務づけられている。

記録について、介護保険施設・事業所等において適切な管理の下、整備・保存していくにもかかわらず、今般の震災によりやむを得ず滅失した場合（見読みが不可能となった場合を含み、電磁的記録により保存を行っている介護保険施設・事業所等にあっては電磁的記録の出力が不可能となった場合を含む。以下同じ。）には、関係法令に基づく保存義務違反には当たらないものと解すること。

なお、記録の一部に限り滅失した場合には、滅失していない部分について、引き続き、関係法令に基づき適切に整備・保存を行うこと。

① 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第19号）第9条の記録

② 介護保険法（平成9年法律第123号）第69条の19、第69条の20、第115条の39、第115条の42の記録

③ 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第34条の13、第113条の34、第140条の54、第140条の62の記録

④ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第39条、第53条の2、第73条の2、第82条の2、第90条の2、第104条の2、第105条の18、第118条の2、第139条の2、第154条の2、第191条の3、第192条の11、第204条の2及び第215条の記録

⑤ 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第29条の記録

⑥ 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）第37条の記録

- ⑦ 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）第38条の記録
- ⑧ 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号）第36条の記録
- ⑨ 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号）第9条の記録
- ⑩ 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第40条、第60条、第87条、第107条、第128条及び第156条の記録
- ⑪ 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第37条、第54条、第73条、第83条、第92条、第106条、第122条、第141条、第194条、第244条、第261条、第275条及び第288条の記録
- ⑫ 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）第40条、第63条及び第84条の記録
- ⑬ 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）第28条の記録
- ⑭ 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年厚生労働省令第107号）第9条の記録

- (2) 記録の全部又は一部を滅失した場合、介護保険施設・事業所等は、滅失した理由、滅失した文書の名称等を記録した文書を保存すること
- (3) 見読が不可能となった文書及び電磁的記録の出力が不可能となった磁気ディスク等については、個人情報の流出等の疑いが生じることのないよう留意の上、廃棄すること。
- (4) 滅失等した記録の有無の確認、(2)及び(3)に係る対応については、直ちに実施することを求めるものではなく、介護保険施設・事業所等の復旧作業に着手可能な状況になった段階で実施することとして差し支えないこと。

(別紙)

東日本大震災に関する概算による
介護報酬等請求に関する届出書(平成 23 年 3 月介護サービス提供分)

事業所番号	
-------	--

東日本大震災に関する概算による介護報酬の請求を行いたいので、次のように届け出ます。

平成 年 月 日

請求事業所等
所在地 及び 名称 :

開設者名・事業者氏名 : 印

審査支払機関 殿

次のうち、該当するものに○を付すこと。(複数可)

ア サービス提供記録等が滅失又は棄損したため、3月1日から3月11までのサービス提供分について概算により請求を行う。

イ 災害救助法適用地域(東京都の区域を除く)に所在する介護サービス事業所であって、
3月12日以降に介護サービスを提供したが、請求事業所等の状況に鑑み通常の手続きによる請求を行うことが困難であるため、3月12日から3月31までのサービス提供分について概算により請求を行う。